

【生徒心得】 I

県立相模原城山高校生として、本校の教育目標にのっとり、学則その他の諸規定を守り、常に本校生徒としての自覚を持ち、責任と規律ある行動に心がけ、礼儀をわきまえて明るい高校生活を送れるよう努力する。

[生活の心得]

1 学習について

- (1) 学習は、生徒の本分であることを十分に自覚し、全力をあげてその目標達成に努める。
- (2) 教室は常に整理整頓に留意し、気持ちよく授業が受けられるような雰囲気をつくる。
- (3) 生徒委員をはじめ各委員は、常に職員との連絡を密にし、円滑な学習が行われるように留意する。

2 登下校について

- (1) 登下校の際は、必ず制服を着用する。また、交通規則・交通マナーを順守する。
- (2) 車（二輪、四輪）による登下校は禁止する。保護者以外の車への同乗による登下校も同様に禁止する。自転車通学は届出制とする。生徒は自転車を学校に登録し、ステッカーを必ず貼り所定の場所に置く。
- (3) 下校は、午後5時までとする。下校時間以後残留を必要とする場合は、部顧問または関係職員に必ず許可を得る。校舎の施錠は、午後6時であるが、最終下校時刻は、午後7時とする。

3 校内生活について

- (1) 公共物は大切に取扱い、常に整理整頓に留意する。
- (2) 学校の備品などを使用する場合は、事前に届け出て関係職員に指導を受ける。
- (3) 体育館シューズは、本校所定のものを使用する。
- (4) 欠席、遅刻、早退についてはフォームにて入力する。
- (5) 親族の死亡にともない欠席する場合で、次の表に従って忌引きを許可することができる。また、遠距離の場合は往復に要する日数を配慮することができる。

血族	父母	7日
	祖父母	3日
	兄弟姉妹	3日
	伯叔父母・曾祖父母	1日
姻族	兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日

(土日祝日を含む連続の日数)

- (6) 登校時から下校時まで、許可なく校外に出てはならない。

4 校外生活について

- (1) 旅行、キャンプ、登山等については、必ず保護者の承諾を得て行うこと。
- (2) アルバイトを行う場合は、保護者の承諾を得てから行うこと。
- (3) 風紀上問題のある飲食店、娯楽施設等には立ち入らない。

5 その他

- (1) いかなる場合でも暴力を使ってはいけない。
- (2) みだりに金銭の徴収や貸し借りをしてはならない。
- (3) 校則及び法を破る等、安心安全を脅かす行為を行ってはならない。その行為を行った場合は、特別な指導の対象となることがある。

[服装・頭髪・所持品]

本校生徒としての誇りを持ち、華美をつつしみ常に清潔を旨とし服装を正しく整える。服装・頭髪については、規定をよく守り、常に清潔を保ち、品位を失わないように留意する。

1 夏季の服装

- (1) 学校指定のズボンまたはスカート・キュロットスカート、ワイシャツ、ポロシャツとする。
※学校指定のセーター、ベストを着用してもよい。

2 冬季の服装

- (1) 学校指定のブレザー、ズボン、スカート・キュロットスカート、ワイシャツ、ネクタイ、リボンとする。
※学校指定のセーター、ベストを着用してもよい。
※ブレザーの上に防寒着を着用してもよい。

3 頭髪等

- (1) 頭髪は高校生として見苦しくないスタイルとする。
※パーマ、アイロン、脱色、染色等はしないこと。なお、再三の指導にも従わない場合は、特別な指導の対象となることもある。
- (2) 化粧、マニキュア、ピアス、アクセサリー等はしないこと。

4 所持品

- (1) 靴は運動靴か、黒または茶の革靴で高校生らしいものとする。
- (2) 鞆は高校生にふさわしいものを使用するように心掛けること。
- (3) 多額な現金や高価な物などは学校へは持ち込まないこと。

- (4) 所持品には必ず氏名を明記する。
- (5) 学校生活において、不必要なものは持参しないこと。
- (6) 携帯電話（スマートフォン等を含む）の校内への持ち込みは可とするが、授業中における許可のない使用は一切禁止とする。
- (7) 貴重品はできるだけ持参せず、持ってきた場合は各自のロッカー（鍵付き）を活用するなど、自分で管理する。

5 異装届け

やむを得ない理由により異装を必要とする場合は、所定の様式で届け出る。

6 その他

(1) 体育着

ア 学校指定の体育着とする。

イ 体育館内は年次色別の体育館シューズを使用する。

(2) 校外における部活動等の移動

原則として制服とする。ただし、顧問の判断により、学校指定のジャージまたは部活指定のウェアも可とする。

[運転免許証と車（二輪・四輪等）の使用について]

1 免許取得には社会的な責任が伴い、重大な責務を負う可能性がある。取得にあたっては、交通安全についての認識を十分に高めること。

(1) 交通安全をふくめ高校生活の充実に努める。

(2) 車には便利さがある反面、痛ましい事故を引き起こす危険性もあることを十分に認識する。

2 免許取得は、家庭で保護者と交通安全について十分話し合うこと。

(1) 免許は、保護者・生徒の責任によって取得する。

(2) 免許取得のために学校を休まない。

3 事故があった場合は大小を問わず、ただちに学校に届け出ること。

4 免許取得者は、車を登下校に使用しないこと。また、制服及び学校指定の体育着では乗車しないこと。

(1) 登下校中、途中までの使用もしない。（自宅から駅まで、あるいは友人や親戚の家まで車を使用し、そこから登校するようなこと。）

(2) 部活動、学校行事等に参加する場合も使用しない。

- 5 校内、校外を問わず交通安全の講話・映写・実習等の講習会には積極的に参加する。
また、学校などの交通安全教育を必ず受け、安全運転の意識と技術の向上に努める。